

土地使用貸借契約書



貸付人 東久留米市 を甲とし、借受人 前沢四丁目自治会 を乙とし、甲乙間において、次の条項により土地使用貸借契約を締結する。

(貸付物件)

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「貸付物件」という。）を乙に無償にて貸付する。また、貸付物件に工作物がある場合は、それも貸付物件に含むものとする。

所在（地番）	地目	地積
東久留米市 前沢4-22-1	雑種地	5.32㎡
前沢4-31-37	宅地	5.32㎡

(貸付期間)

第2条 貸付期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

2 甲及び乙とは、貸付期間満了の30日前までに協議し、期間満了後の取り扱いを決定するものとする。なお、甲乙双方に異議ないときは、本契約は1年間更新され、その後も同様とする。

(使用目的及び用途)

第3条 乙は、貸付物件を、第2条に定める期間中、自治会掲示板の設置のために使用するものとする。また、貸付物件の使用にあたって、貸付物件の隣接地主等に配慮し、乙の責任において適切に管理するものとする。

2 乙は、貸付物件に工作物を設置もしくは撤去する場合、建築確認その他必要な手続き等については、全て乙の責任と負担によりいっさいを処理し、甲になんらの迷惑を及ぼさない。

3 乙は、貸付物件を第1項に定める用途に供する必要がなくなったときは、貸付期間中であっても、自己の負担で、直ちに原状に回復して、甲の立ち会いのもと返還しなければならない。

(免責)

第4条 甲は乙に対し、貸付物件を引き渡し時の現状有姿のまま引き渡すものとし、貸付物件について、面積不足、物的瑕疵その他一切の責任を負わない。



(乙の損害賠償義務)

第5条 乙は、貸付物件及び貸付物件上の工作物等の維持管理においては十分に留意し、その維持管理に起因した事故により、甲および近隣の住民等に対し損害を及ぼしたときは、乙の責任と負担によりいっさいを処理し、甲になんらの迷惑を及ぼさず、負担を請求しない。

(転貸の禁止等)

第6条 乙は、貸付物件を転貸、又は貸付物件を使用する権利を譲渡してはならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第7条 乙は、貸付物件に投じた有益費又は必要費等があっても、これを甲に請求しないものとする。

(調査協力義務)

第8条 甲は、貸付物件について、随時その使用状況を実地調査することができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務に違反したとき。

(2) 甲又は国若しくは他の地方公共団体その他の公共団体において、貸付物件を公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。

(3) 甲が貸付物件を第三者へ売却するとき。

2 乙は、前項第1号の規定によりこの契約が解除された場合において、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(原状回復)

第10条 乙は、前条の規定により契約を解除された場合、貸付期間が満了した場合又は第4条に規定する使用目的に供する必要がなくなった場合においては、自己の負担で、甲の指定する期日までに貸付物件を原状に回復して、甲に返還しなければならない。ただし、甲が貸付物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 甲は、乙が前項の義務を怠り、又は履行しないときは、乙に対して相当な損害金を請求できるものとする。

(契約の費用)

第11条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第12条 この契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(管轄裁判所)

第13条 この契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

甲と乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年3月11日

甲 東京都東久留米市本町三丁目3番1号

東久留米市

市長 富田 竜馬



乙 東京都東久留米市前沢四丁目29番19号

前沢四丁目自治会

会長 広瀬 新平

